

正 本

訴 状

平成27年5月 日

横浜地方裁判所 御中

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本
上記代表者理事 芳 賀 唯 史

〒136-0071 東京都江東区亀戸6-57-19 丸宇本社ビル6階

亀戸法律事務所

TEL 03-5609-5586

FAX 03-5609-5584

原告訴訟代理人弁護士 佐 々 木 幸 孝



〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 KSビル2階

谷合周三法律事務所

TEL 03-3512-3443

FAX 03-3512-3444

原告訴訟代理人弁護士 谷 合 周 三



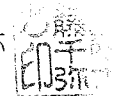
〒102-0083 東京都千代田区麴町6-6 長尾ビル6階

佐藤法律会計事務所 (送達場所)

TEL 03-3556-3607

FAX 03-3556-3608

原告訴訟代理人弁護士 佐 藤 千 弥



〒242-0025 神奈川県大和市代官一丁目8番2号

被 告 株 式 会 社 伸 栄
上記代表者代表取締役 黒 沢 時 三

差止請求事件

訴訟物価額 金 1,600,000円

貼用印紙額 金 13,000円

第1 請求の要旨

- 1 被告は、消費者との間でクリーニング契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

記

- (1) 被告が消費者から預かった洗濯物を滅失・毀損し、これによって消費者に損害を与えた場合の損害賠償額をクリーニング代金の10倍を上限とする旨の意思表示
- (2) 被告が消費者から預かった洗濯物に洗濯の絵表示のない場合や製造元が不明な場合は、被告がこれを滅失・毀損し、よって消費者に損害を与えた場合であっても一切損害賠償責任を負わない旨の意思表示
- 2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、メンバーズカード、店頭表示、及びお預かり票その他の一切の表示を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書メンバーズカード、店頭表示、及びお預かり票その他の一切の表示を破棄すべきことを周知・徹底させる措置をとれ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第1項ないし第3項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、平成19年（2007年）8月23日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条3項の規定に基づいて認定され、認定の有効期間が平成24（2012）年8月23日から起算して3年間更新されている適格消費者団体である（甲1）

(2) 被告

被告は、クリーニング業及びこれに附帯する一切の業務を目的とする事業者であり、クリーニングハウスアップルの名前で神奈川県内においてクリーニング店を複数店舗営んでいる。

2 差止の対象となる契約条項

(1) 会員契約書、「アップル メンバーズカード」等の記載

被告が展開するクリーニングハウスアップルでクリーニングの役務の提供を受けるためには、会員契約書（甲2）に署名してこれを被告の店舗に提出し、「アップル メンバーズカード」（以下「メンバーズカード」という。甲3、甲4の1乃至4）の交付を受ける必要がある。

この会員契約書、メンバーズカードの裏面及びお預り証には、①「クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品は保障できません。」との記載（本件記載①（甲2、甲3、甲4の1乃至4））、②「商品の保証はいかなる場合でもクリーニング料金の10倍までとさせていただきます。」（本件記載②、（甲2、甲4の1乃至4、甲5の1乃至4））との各記載（以下、本件記載①と本件記載②をあわせて「本件各記載」という。）がある。

また、被告の店舗の中には本件各記載と同趣旨の記載を店頭で表示をしているところもある（甲6）。

（2）本件記載の趣旨について

ここで、本件各記載の「保障」「商品の保証」の趣旨、「保証」と「保障」をなぜ使い分けているのかは必ずしも明確ではなく、「商品の保証」の趣旨について2012年9月3日付で原告が被告に対して質問書（甲7）を送付しても被告から回答はない。

この点、本件各記載の文言からすれば、クリーニング業者が顧客から預かった洗濯物を滅失または毀損した場合の損害賠償責任について、クリーニング表示のない商品・製造元が不明な商品については免除し、それ以外の場合についても賠償額の上限をクリーニング料金の10倍に制限し、仮に顧客が実際に蒙った損害がクリーニング料金の10倍を超える場合であっても、10倍を超える部分のクリーニング業者の損害賠償義務を免除する趣旨と解することができる。

そして、被告に関する独立行政法人国民生活センターのP I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報の事例（甲8）をみても、被告は、本件記載②を、顧客が実際に蒙った損害がクリーニング料金の10倍を超える場合であっても、10倍を超える部分のクリーニング業者の損害賠償義務を免除する趣旨で運用しているものと考えられる。

（3）本件各記載は、いずれも事業者を免責する条項であること

本件記載①は、クリーニング表示がない商品、あるいは製造元が不明な商品に関しては保障できない、とするもので、これは事業者が債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任を負う場合であっても、一切責任を負わないことを定める全部免責条項、あるいは洗濯表示がない等の一定の場合に損害賠償責任を免除しているという意味で一部免責条項と解することができる。

本件記載②は、顧客から預かった衣類を自らの債務不履行や不法行為により滅失、毀損した場合に、その実際に顧客が被った損害額にかかわらず、損害賠償責任の限度をクリーニング代金の10倍を上限とする規定で、一部免責条項と解することができる。

3 本件記載①の消費者契約法8条1項1号、3号または8条2、4号、10条該当性

(1) 消費者契約法8条1項1号、3号に該当すること

クリーニング業者が、顧客から預かった洗濯物の処理、受取、引渡等の業務の遂行にあたり、故意または過失によって顧客に損害を与えた場合、クリーニング業者は顧客に対して債務不履行責任または不法行為責任として損害賠償義務を負う（民法415条、709条、715条等）。

本件記載①は、まずは前記したようにこれらの責任を一切負わないとする全部免責条項と解される。

そして、消費者契約法は、消費者契約において、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項、及び事業者の債務履行に際してされた不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項を無効としている（同法8条1項1号、3号）。

被告が消費者契約において用いている本件記載①は、同法8条1項1号、3号に該当する。

(2) 消費者契約法8条2号、4号、10条に該当すること

仮に本件記載①は洗濯表示がない場合あるいは製造元が不明の場合に限って損害賠償責任を負わないと定めていることから、一部免責条項と解する場合でも、消費者契約法は、消費者契約において、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに

限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項、及び消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項を、いずれも無効とすると規定している(消費者契約法8条2号および4号)。したがって、被告、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による場合を除外せずに、それらも含めて被告に債務不履行、あるいは不法行為に基づく損害賠償責任がある場合に、その一部を免除する規定である本件記載①は、消費者契約法8条2号および4号に該当する。

さらに本件記載①を、一部免責条項と解する場合には、本来消費者は事業者に債務不履行あるいは不法行為がある場合には損害賠償請求ができるはずだが、洗濯表示がない場合あるいは製造元が不明という場合には、損害賠償請求ができないという面で、消費者の権利を制限するもので(10条前段要件該当)、しかもこれらの場合には一切の損害賠償請求ができないということからすれば、消費者の利益を一方的に害するものといえる(10条後段要件該当)。

よって、同法10条にも該当する。

4 本件記載②の消費者契約法8条1項2号、4号、同法10条該当性

(1) 消費者契約法8条1項2号、4号に該当すること

本件記載②は、前記のように損害賠償責任の限度をクリーニング代金の10倍を上限とする規定で、一部免責条項と解することができる。

そして、前記のとおり、消費者契約法は、消費者契約において、事業者の債務不履行または不法行為(但し、当該事業者、その代表者又はその使用する

る者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任を一部でも免除する条項は、同法8条2号および4号により無効としている。したがって、被告、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による場合を除外せずに、それらも含めて被告に債務不履行、あるいは不法行為に基づく損害賠償責任がある場合に、その一部を免除する規定である本件記載②は、消費者契約法8条2号および4号に該当する。

(2) 消費者契約法10条に該当すること

また本件記載②は、事業者が債務不履行責任がある場合、あるいは事業者の債務履行に際して不法行為責任がある場合でも「クリーニング料金の10倍」を上限とする一部免責規定であり、前記のとおり、事業者が故意・重過失のある場合も含めて規定されている点で、8条1項2、4号に該当し、さらに軽過失の場合であっても、その免責の程度が信義則に反する程度に著しいので、同法10条に該当して無効である。

すなわち、民法によれば、クリーニング業者が、顧客から預かった洗濯物の処理、受取、引渡等の業務の遂行にあたって、重過失に至らない過失によって顧客に損害を与えた場合であっても、債務不履行あるいは不法行為により顧客に生じた損害を賠償する義務を負うことになる。その意味で顧客の損害賠償請求の金額をクリーニング料金の10倍に制限する本条項は、民法の任意規定の適用による場合より顧客の権利を制限するものであるといえる(同法10条前段要件該当)。また高価な衣類を新品同然な状態でクリーニングに出した場合等を考えるとケースによっては、顧客が実際に被った損害と補償額の間に着しい乖離を生じる場合がありうることは容易に理解できる所であり、信義則に反して顧客の利益を一方的に害するものといえる(同法10条後段要件該当)。

よって、本件記載②は同法10条に該当する。

5 本訴提起までの原告・被告間の交渉の経緯

(1) 消費者からの情報提供

平成22(2010)年、被告の経営するクリーニングハウスアップルを利用した消費者より、「衣類が返却されなかったので返却を求めたが発見されず、その後弁償を求めたが、回答・説明がない。」との情報が寄せられた。

上記消費者より提供を受けたメンバーズカードには、本件各記載と同様の記載があったことから、同年5月13日に「クリーニングハウスアップル湘南Sマート店」から会員契約書を入手して確認したところ、やはり本件各記載と同様の記載があった。

(2) 平成24(2012)年9月3日の質問書の発送とこれに対する回答

平成24(2012)年9月3日、原告は、被告に対して、本件各記載が消費者契約法第8条第1項第1号ないし同第4号及び同法第10条に抵触し、無効であると考えられることから、①「クリーニング表示のない」とは具体的にどのような表示がないことをいうのか、②「製造元が不明」とはどのような意味か、③「クリーニング表示のない」商品のクリーニングを消費者から依頼された場合、どういう対応をしているのか、④「商品の保証」とはどのような意味か、⑤「いかなる場合」とは、商品の傷みや紛失以外にどのようなものが想定されるのか、について質問書を発した(甲7)。

しかし、被告より何ら回答がなかったことから、原告の担当者が被告に電話したところ、電話に出た被告代表者黒沢時三と名乗る者から「申込者が、当社の提案したメンバーズカード裏面に記載されている内容及び会員契約書に記載されている内容を了解のうえ契約しているのであるから、当社と契約者との関係で何ら問題は生じていないと考えている。契約者との間で問題が生じていると認識していないので、何ら回答するつもりはない。」との回答

があった。

(3) 平成26(2013)年2月13日の申入れ書の発送とこれに対する回答

平成25(2013)年2月13日、本件記載は、消費者契約法第8条第1項第1号ないし同第4号及び同法第10条に抵触し、無効であるとして削除を求める旨の申し入れを行った。

しかし、申し入れに対する被告からの回答がなかったことから、同年3月5日、原告が被告に電話をすると、電話に出た被告代表者黒沢時三と名乗る者から、「消費者とは了解をいただいたうえで契約関係に入っているのに、何ら違反しているとは認識していない。問題はないと考えているので一切回答するつもりはない。」との回答があった。

同年4月8日、原告が被告に再度電話をすると、被告の電話担当者は、同社は、「年内に記載を消却する方向で検討中である。」と回答した。

同年10月7日、原告が被告に、進捗状況と当機構の上記申入れに対する書面による回答をする意思の有無について電話で照会いたしたところ、電話に出た被告代表者黒沢時三と名乗る者は、「この前直すと言ったからいいじゃないか。それ以上の回答はない。」と回答した。

ところが、平成25(2014)年3月16日、原告の職員が、被告が経営する「アップルSマート店」の店頭に赴き確認したところ本件記載が削除されていないことが判明した(甲6)。

(4) 原告の被告に対する差止請求書の送付

平成27(2015)年3月13日付で、原告は、被告に対し、本訴状の請求の趣旨及び原因と同趣旨の記載がある「差止請求書」と題する書面で申入れ及び請求をし(甲10)、同請求書は同年3月14日、被告に配達された(甲11)。しかるに、被告からは、本日まで何ら回答がない。

6 結論

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、請求の趣旨記載の措置を求めて本訴に及んだ。

証拠方法

甲第1号証	適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書
甲第2号証	会員契約書
甲第3号証	アップル メンバースカード・やまか店
甲4号証の1	アップル メンバースカード・フードワン店
甲4号証の2	アップル メンバースカード・ダイエー綾瀬店
甲4号証の3	アップル メンバースカード・中央林間店
甲4号証の4	アップルメンバースカード・マルエツ大和中央店
甲5号証各号	お預り票
甲6号証	写真撮影報告書
甲7号証	質問書
甲8号証	P I O N E T情報
甲9号証	申入書
甲10号証	差止請求書
甲11号証	郵便物等配達証明書

附属書類

1.	訴状副本	1通
2.	甲号証の写し	各1通
3.	資格証明書	2通
4.	訴訟委任状	1通